

平成二十三年十月十七日（月）

第三十三回荒川区都市計画審議会議事録

於・防災センター研修室

午後四時一分開会

会長 定刻となりましたので、ただいまより第三十三回荒川区都市計画審議会を開催いたしたいと思います。

本日は、御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。今回は、人事異動等による委員さんの変更、それから荒川区景観計画の最終案などの報告がございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、会議に入る前に、副区長の三嶋さんからごあいさつがございますので、よろしくお願います。

それでは、副区長、よろしくお願います。

副区長 皆さん、こんにちは。本日は第三十三回でありますけども、都市計画審議会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。時間もちょっとイレギュラーかなという感じ、あと会場もちょっといつもの会場と違った会場でございますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、審議会で、景観計画の策定についてとさせていただきます。先般御報告しましたように、パブリックコメントというのをとっております。説明会を重ねる中で数々の御意見をいただいています。この景観計画の策定の過程の中で、荒川区民の意識も、まちづくりに対する意識も、高まりつつあるなというふうに感じているところでございます。ぜひそのところも含めて、今日、報告事項について、どうぞよろしくお願申し上げます。

会長　　どうもありがとうございました。

それでは、審議に入る前に、事務局より御報告並びに委員の変更についての御説明をお願いしたいと思います。

都市計画課長　それでは、事務局より報告をさせていただきます。都市計画課長の松土でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の資料でございますけれども、一つ目が会議次第、二つ目が議案・資料でございます。そして、事前に郵送させていただいております報告事項とあわせて本日の資料となります。事前に郵送されております資料につきまして、予備もございまして、お忘れの方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですかね。　　ありがとうございます。

それでは、会議のほうでございますが、本日、十五名の委員さんの方に御出席をいただいております。有効に成立をしておりますので、まずは御報告を差し上げます。

続きまして、委員の変更についての御報告でございます。議案資料のページ目をご覧ください。荒川区都市計画審議会条例第三条にあります関係行政機関の職員といたしまして、新たに委員が就任をされました。平成二十三年八月二十二日付で東京都職員の人事異動がございまして、後任の荒川警察署長でございます。平野浩樹様でございます。任期につきましては、審議会条例第四条第一項に基づきまして、前任者

の残任の期間となりますので、平成二十四年五月三十一日までとなります。本日は所用のため欠席をされております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして会議次第第三の委員の変更の御報告を終わらせていただきます。

会長　どうもありがとうございました。

それでは、会議に入る前に、本日の会議につきまして、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会条例の施行規則及び運営の要綱の会議の公開に関する定めによりまして、これを認めるということにいたしますので、よろしくお願いをいたします。

既に傍聴者の方も入室されているということですが、傍聴者の方には、荒川区都市計画審議会運営要綱等に規定されています遵守事項を厳守されることをお願いしたいと思います。

それでは、会議次第第四の議事に進みたいと思います。初めに報告事項の説明をしていただいて、その後質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、資料の説明を都市計画課長よりお願いをいたします。

都市計画課長　それでは、資料の御説明を差し上げたいと思います。座って御説明を差し上げます。

それでは、資料のほうでございますが、郵送したものに加えまして、本日席上に配付をさせていただきます。でございます。荒川区景観計画の策定について「のA4の資料があると思います。これに基づきましてまずは説明を差し上げたいと思います。

件名でございますが、「荒川区景観計画の策定について」ということで、骨子でございます。パブリッ

クコメントの結果を踏まえ、荒川区景観計画の最終案がまとまりましたので、景観法第九条第二項に基づきまして報告をするというものでございます。

検討の経過でございますけれども、本計画策定に当たりまして、検討委員会、また本都市計画審議会、景観審議会、それとパブリックコメントを実施させていただいております。

そのパブリックコメントの実施の結果でございますが、十五名の方から二十七件の意見をいただいております。その中で、今回、この九月十一日から十月三日にかけての期間の中で、地区説明会ということで、四力所におきましても説明会をさせていただいたところでございます。この意見につきましては、皆様、前向きな意見をいただいたところでございます。

その意見の概要でございますが、これについて御説明を申し上げます。

それでは、資料一を見ていただければと思います。A4の横でございます。資料一でございます。これに基づきまして、ちょっと概要だけ申し上げたいと思います。

これについて、まずは意見の概要の中で、二ページ目をあけていただきまして左にナンバーが振っております。ナンバー九のところをご覧いただければと思います。「景観形成の先導」ということの中で、「公共施設の景観が良くなれば周囲の建物なども変わってくる。公共施設が地域の景観形成をリードしていかなければならないと考える」という意見をいただきました。これに対する対応といたしましては、公共施設につきましては、事前協議により適切な景観形成を誘導する仕組みを景観計画と景観条例に盛り込んでおり、今後、公共施設の景観ガイドラインを策定しまして、事前協議等に活用していくとさせてい

ただいでございます。

また、次の三ページのところにございますナンバー十四、「関連施策との連携」のところを見ていただければと思います。これにつきましては、「観光施策との連携にも触れてほしい」ということが書いてございました。これにつきましては、庁内の関係部署との連携を一層強化するとともに、景観計画の「第四章 景観計画の推進に向けて」において、関連施策との連携方針を記載させていただいております。

また、同じく三ページ目のナンバー十九番をご覧ください。届け出を必要としない規模の建築計画を適合努力義務としているが、施主が基準に適合しない色彩を希望した場合は、建設業を営む者はどのようにすればいいのかというような御意見でございます。これにつきましては、適合努力義務は罰則を伴いませんが、基準に沿う色彩を使っていたくよう区民や事業者への周知を図ってまいりますという形で書かせていただいております。

それで、その次、具体的な景観計画の内容でございますけれども、申しわけございません、資料三の厚い資料、最終案を見ていただければと思います。

この中で、さまざま変えさせていただきましたが、一番大きいところでいきますと、ページの九十九ページをお開き願えますでしょうか。先ほど意見への主な対応というところでも述べましたけれども、景観計画の推進についてということで、この第四章を設けてございます。この中で、先ほどお話をしました観光振興との連携ということで、一の五のところに新たに設けさせていただいて記載をさせていただきます。

また、前回の都市計画審議会におきまして、無電柱化につきましても進めるようにというお話をいただいております。中のほうにも既にもうそうしたことでは記載されておりますが、新たにやはり「景観計画の推進に向けて」ということで、一の三のところ、「無電柱化事業との連携」ということで、その掲上、向上させて景観を進めていくというような記載をさせていただいたところでございます。

あと、景観条例につきましては、資料四に記載をさせていただいておりますけれども、この条例につきましては、この景観計画を推進させるために、私ども、これから議会のほうに上程をさせていただいて、この運用を図る上での大切な条例でございますので、成立に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

あと、今後の予定につきましては、これにつきましては、上程をさせていただきながら、二十四年三月、施行していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長 いかがでしょうか。今日はこの計画の最終案と、それからパブコメの結果の重立ったところを今御説明いただいたと思いますが、御自由に御意見いただければと思います。よろしく申し上げます。

十一番委員 ただいま課長さんからお話しされたことと関連しますけれども、資料三の九十九ページで、一・三で「無電柱化事業との連携」についてですけれども……

「傍聴席から発言する者あり」

十一番委員 学識経験者になっております小池です。

九十九ページに「無電柱化事業との連携」というのが取り上げられたということは高く評価したいと思えます。ただし、表現は、「無電柱化事業」というのはちよつとわかりづらいので、聞きなれない言葉なので、「電線類の地中化」という表現のほうがよろしいかと思えます。

それから、これ、第四章の「景観計画の推進に向けて」、第四章で触れているわけですが、第二章の「景観法の活用による取組」にもこの点、電線の地中化について明記してほしいと思います。都電の景観について、三十二ページ、三十三ページ、そこには電線類の地中化が明記されています。しかし、最近の用例というのは、都電の沿線だけではなくて、例えば千住間道の電線の地中化、それから南千住駅前の再開発に当たっても電線の地中化が行われているし、汐入地区も電線が地中化された。そういういい例があります。すなわち、これは都電通りには限られていないわけです。

したがいまして、私として提案したいのは、第二章、四の「一般地域の方針と基準」という中にも明記すべきではないかと思えます。具体的には、例えば五十ページにある住居系市街地、そこにも電線の地中化というのを具体的な文言を明記していただきたい。それから、商業系市街地についても同じように電線の地中化という表現をこのあたりに明記していただきたい。

これが私の提案でございます。

会長 事務局のほう、よろしく。

都市計画課長 ありがとうございます。

まず、「無電柱化」という表現なのでございますけれども、これにつきましては、庁内でもそのほうが

いいのではないかというお話もいただきました。実はちょっと国交省にも問い合わせいたしまして、その事業としては「無電柱化」というほうが名前としては出ているということでした。ただ、やはり区民の方にわかりやすくという視点が大事だと思っておりますので、この表現につきましましてはちょっと検討させていただいて、修正はかけていきたいなというふうに思っております。

それと、今、一般地域におきましてもということの中で、やはりその精神は活かさなきゃいけないなというふうに思っておりますので、検討させていただきたいというふうに思います。

会長 どうもありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

会長職務代理 事前にお配りいただいた資料を見まして、パブリックコメントの結果について、今御説明いただいたのは……

「傍聴席から発言する者あり」

会長職務代理 三上と申します。

今御説明いただいたのは、資料一の九番と十四番、「公共施設の方針」ということ、それから「関連施策との連携」ということで、観光との連携が深いという意見があったようでございます。漠然とは思っておりましてけれども、この委員会でそういう発言をしなかったですけれども、非常に貴重な意見で、その意見に対する区の考え方について書かれていることも、全くそのとおりかなというふうに思っていて、がついております。そういう意味では、この区側のパブリックコメントに対する判断についても悪くない、大変いいものではないかというふうに評価を申し上げます。

それと、前回、無電柱化事業、電線類の地中化については私も意見を申し上げましたけれども、ただいまの意見のとおり、やはり一般地域にも電線類の地中化というのは書き入れたほうがいいのかなというのは私も同じでございます。

以上でございます。

会長　どうもありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

まあ、審議事項じゃないので、報告事項なのですが、御意見があればあれですが、ちよつと雑駁なんです。パブリックコメントをやってかなり御意見が出たということで、その中でもかなり積極的に区民の方から御発言をされているような気もして、やられた担当者、全体としてこのパブリックコメントしたものをみてどういう評価というか、感想をお持ちになりましたか。

都市計画課長　今回、ただのホームページ上だけではなくて、説明会等も開かせていただいて御意見をいただいたところでございます。その中で、やはり事業者といいますが、建設業の皆様、また設計者の皆様から数多く御意見をいただきましたので、本当にありがたいなというふうに思っております。

総じて前向きな意見の中でのいろいろな意見をいただきました。やはり景観に対するそうした意識も皆様も本当にかなり醸成をしてきたのかなというふうには思っております。

また、この中で、私どもの景観に関して景観フォーラムというものをまたやりたいと思っております。今、区民の方に応募していただいて、実行委員会を設けまして、準備をしているところでございます。その中でも区民の方からは、自分たちがやると、区は言うなればバックアップをしてくれればよいという

ような意見もいただいているところでございまして、本当に心強く思っている次第でございまして。

いずれにいたしましても、やはりこうした景観に対する意識がかなり高まってきているんだなというところを実感しているところでございます。

会長 どうもありがとうございます。極めてポジティブというか、積極的な反応があったということ、いろいろ景観に対して区民の方も関心を持っていられると。逆に、非常にこれに対して関心が高いということは、やっぱりそれなりの責任を持って推進しなきゃいけないということでもあるかもしれません、そのほか何か御意見ございますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

会長 それじゃ、なければ、これで景観計画の最終案についての御報告ということで、承ったということにしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

「「はい、結構です」と呼ぶ者あり」

会長 どうもありがとうございます。

それでは、次に、会議次第第五、その他ということでございますが、事務局から御説明をお願いします。

都市計画課長 それでは、次回の開催予定でございますけれども、これにつきましては未定でございます。日程が決まり次第、御連絡を申し上げたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

あと、つけ加えまして、これに引き続きまして景観審議会も予定をされているところでございまして、それが終わりましたら区のほうで議会のほうにも御報告を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

そのほか何か御質問等ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

会長 なければ、非常に早いんですが、本日の審議会はこれで終了と。よろしゅうございますか。

「はい」と呼ぶ者あり」

会長 どうもありがとうございました。（拍手）

午後四時二十二分閉会